

事務連絡
平成18年6月30日

各都道府県医療法担当課（室）
医療保険担当課（室）
介護保険担当課（室）

} 御中

厚生労働省医政局総務課
老健局総務課
保険局総務課

療養病床の再編成に関する相談体制の確保等について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、療養病床の再編成につきましては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、今般の医療制度改革において実施することとされており、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等も講ずることとしているものであります。

療養病床については、本年7月1日に医療療養病床について医療区分等に基づく診療報酬が施行されるとともに、介護保険移行準備病棟や経過型介護療養型医療施設に関する報酬・基準も同日に施行されることとなっており、今後、再編成に関する照会等が本格化することが見込まれます。

こうしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、以下の諸点について必要な体制の構築や対応等をお願いいたします。

(1) 患者や住民、医療機関等からの相談・照会に応じる相談窓口の開設

患者や住民、医療機関等の相談窓口の開設については、既に4月13日に開催した療養病床に関する説明会においても依頼したところでありますが、関連部局で調整の上、改めて必要な体制について検討し、住民、医療機関の利便に資する一元的な相談体制を構築し、周知を図られるようお願いしたい。

また、住民から相談があった場合には、4月13日の説明会でお配りした資料を適宜ご活用いただきながら、情報提供願うとともに、必要に応じた市町村や地域包括支援センター等との連携を図ることにより不安の解消につながるよう、十分な連絡調整体制の確保に配慮されたい。

(2) 患者や住民、医療機関等に対する情報提供の推進

療養病床の再編成については、引き続き広く情報提供を行い、住民や医療機関の疑問や不安の解消に努めることが必要であるので、適宜説明会を開催するなどして情報提供願いたい。

国としても今後とも適宜必要な情報が固まり次第、情報提供することとしているのでよろしく願いたい。

(3) 情報収集と国への情報提供

各都道府県において把握した患者や住民、医療機関等からの相談状況や都道府県内の報道状況等以下の点について、厚生労働省として統一した連絡先を設けたので、下記連絡先に情報提供していただくようお願いする。

国としても今後地域ケア整備構想（仮称）の策定に向けた地域ケア整備指針（仮称）の策定を行うなど、療養病床の円滑な再編成に向けて必要な準備作業を進めることとしている。7月10日に開催する医療制度改革関連法に関する都道府県説明会においても適宜資料提供を行う予定であるので、各都道府県におかれてもそれぞれの地域での今後の対応方針について整理・ご検討をお願いしたい。

- ① 都道府県における住民・医療機関に対する相談体制の構築状況
〔7月7日（金）まで：様式自由〕
- ② 療養病床に入院している患者（家族を含む）・療養病床を有する医療機関から受けた個別の相談状況〔毎月：別紙様式1〕
- ③ 療養病床の再編成に向けた各都道府県の当面の対応方針・スケジュール〔随時：様式自由〕
- ④ 療養病床再編成に関する各地域における報道状況〔随時：様式自由〕
- ⑤ 各月ごとの療養病床数（医療保険適用・介護保険適用）の推移
〔毎月：別紙様式2〕

<上記の情報提供に関する連絡先>

厚生労働省老健局老人保健課企画法令係 担当：安藤、高橋

E-MAIL：andou-makotoda@mhlw.go.jp

TEL：03-3595-2490（ダイヤル） FAX：03-3595-4010

※別紙様式1及び2については、厚生労働省HP>医療保険>医療制度改革関連資料に掲載予定。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/index.html>

※別紙様式1及び2による情報提供についてはE-MAILにてお願いします。